

**【目次】**

- ・ 申請者要件について
- ・ 利用料について
- ・ 添付書類について
- ・ サポート校について
- ・ その他

**【申請者要件について】**

**Q** 年度途中でサポート校を転校し、他のサポート校に入学した場合、前のサポート校でこの補助金を交付されていたら、入学後の施設では交付を受けることはできないか

**A** 交付要綱第5の2に記載のとおり、補助金の交付回数は利用者1人につき、1年度につき1回ですので、同一年度内で転校前と後の両方のサポート校の利用料について補助を受けることはできません。

**Q** 保護者のうち、父親が単身赴任をされていて住民票が県外にあり、利用者は母親と県内で生活している。その場合、対象者として該当にならないか

**A** 県内に住民票を有している母親が申請者となれば申請資格はあります。ただし、県外に居住している父親（当該母親と婚姻中である場合に限る。）も非課税であることが必要です。

**Q** 今年度9月に卒業する生徒については該当になるのか

**A** 申請日にサポート校を利用していることが条件です。今年度9月卒業予定の方は、7月の募集時に申請し要件を満たしていれば該当になります。なお、10月以降の募集には該当となりませんのでご注意ください。

## 【利用料について】

### Q 交付対象となる「利用料」とは何か

A 通信制高校本校に支払う授業料等とは明確に区分されていることが必要で、あくまでもサポート校の利用自体に必要な費用が対象です。

### Q 利用料の支払い額は税込か税抜か

A サポート校の利用のために支払った額が対象なので税込です。

### Q 月毎に利用料を徴収しているが、領収印が押印してある月謝袋のコピーでもよいか

A 当該コピーに領収を証する旨のサポート校の証明があれば、月謝袋のコピーで構いません。

### Q 支払限度額が10万円の対象世帯であるが、月払いでその都度利用料を徴収している。支払額が10万円以上に達してから申請すべきか

A 補助金の交付額は、原則として申請時点で納付済みの年間利用料の総額と10万円のいずれか低い額となります。このため、年間の納付予定総額が10万円を超える場合には、納付済総額が10万円を超えた時点以降で申請することで構いません。

## 【添付書類について】

### Q 家計急変の場合に添付するものは何か

A 勤務先の給与証明や離職したことがわかる証明等を想定していますが、それぞれの状況に応じたものを提出していただくこととしています。該当がありましたらご相談ください。

### Q 所得証明書はコピーでもよいか

A 給与所得等に係る市民税・県民税の決定（変更）通知書など1度しか発行されないものはコピーでも構いませんが、申請により発行が可能な所得証明書などは原本を提出してください。

## 【サポート校について】

### Q 「サポート校等」とはどのようなものか

A 下記のいずれかに該当する施設を「サポート校等」と定めています。

- ① 通信制高校の面接指導等のための施設
- ② 高等学校通信教育規程第3条に定める協力校
- ③ 学校教育法第55条に定める技能協力施設
- ④ 通学型通信制高校
- ⑤ 上記以外の施設で、実施校と提携し、面接指導等または学習面・生活面でのサポートをする施設

### Q 長野県認可の通信制高校と連携している、もしくはその高校が運営しているサポート校のみが該当なのか

A 通信制高校の認可行政庁が長野県である必要はありません。

### Q サポート校には認可の規定がないが、正式な施設であるかどうかをどのように判断するのか

A 通信制高校は、国の「高等学校通信教育の確保・向上のためのガイドライン」に基づき、サポート校との間で、協力・連携内容についてあらかじめ文書による取り決めを行うこととされています。このため、通信制高校の連携施設であるサポート校か否かは原則として当該文書（委託契約書等）の写しにより判断します。なお、通信制高校本校が直接運営しているサポート校（サテライト校）については、組織図や学則等により確認します。

### Q 県外のサポート校に通う生徒も対象か

A 申請者の住所が長野県内にあれば、県外のサポート校を利用しても対象となります。

【その他全般】

Q マイナンバーの利用により課税証明書等の添付を省略できないか

A 今後検討します。

Q 毎年度、同じ申請をしなければならないのか

A 課税状況や在籍状況等が変わる場合がありますので、申請は毎年度必要です。

Q 通学型の通信制高校であるが、生徒の体調や家庭の事情等により、オンライン対応のコースがある。その場合、サポート校として該当になるか

A 交付要綱第2の(2)に該当するサポート校等であり、利用料が通信制高校本校の授業料等と明確に区分されていれば、該当する場合があります。個別にご相談ください。

Q 本校の中に学習室(サポート校)があるが該当にならないか

A 交付要綱第2の(2)に該当するサポート校等であり、利用料が通信制高校本校の授業料等と明確に区分されていれば、該当する場合があります。個別にご相談ください。

Q 申請書類は必ず封筒に入れ、封かんしていないと認定されないのか

A 個人情報保護の観点から、サポート校で証明する様式以外のものについては、封筒に入れて提出するようご指導をお願いします。ただし、封かんされていなくても認定されないことはありません。